

岩洞湖家族旅行村の活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室

1 調査の目的

岩手県では、県民の健全な家族レクリエーションの場を確保し、県民の保健及び休養に資することを目的として、「岩洞湖家族旅行村」を整備し、昭和 58 年から、広大な自然の中にキャンプ場やテニスコートなどさまざまな設備を備えたレクリエーション施設として運営しているところです。

開村から 40 年以上を経過する中で、将来の施設のあり方を検討するため、民間における活用の可能性を把握し、今後の検討の参考とすることを目的として、サウンディング市場調査（以下「本調査」という。）を実施するもの。

2 岩洞湖家族旅行村の概要

所在地		盛岡市藪川字亀橋地内
敷地面積		470,000 m ²
施設名称	面積(ha)	概要
ピクニック広場	13.5	緑地、トイレ、東屋、遊歩道
湿性花園地区	4.6	遊歩道、木歩道
東湖畔地区	23.9	管理棟、ファミリー広場（緑地、オートキャンプサイト、炊事棟、サニタリーハウス）おまつり広場（平地、トイレ）ちびっ子広場（緑地、遊具）
山頂園地地区	2.0	山頂園地（東屋、遊歩道）、展望園地（緑地、東屋）
キャンプ場地区 （盛岡市施設）	3.0 13.5	キャンプ場（管理舎、テントサイト、トイレ、炊事棟、遊歩道） レストハウス、テニスコート（盛岡市の公の施設）
その他		山頂園地地区は盛岡市、それ以外は県の所有地

3 サウンディングの内容

(1) 対象となる事業者

岩洞湖家族旅行村の活用に関心のある法人又は法人のグループで、次に掲げる項目すべてを満たすことを条件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続きを行っていないこと。

ウ 書類提出時に岩手県の県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団の構成員でないこと。また、その統制のもとにないこと。

(2) サウンディングの項目

ア 施設の活用の形態

イ 施設の活用の方法

- ・ 現有施設の活用アイデア
- ・ 想定する現有施設活用プラン
- ・ レクリエーション施設以外の活用のアイデア
- ・ 想定するレクリエーション施設以外の活用プラン
- ・ 施設活用に当たっての要望等

ウ その他

4 本調査のスケジュール

実施要領の公表	令和8年8月31日（月）
現地説明会の受付期限	令和8年9月10日（木）17時
現地説明会の実施	令和8年9月15日（火）
事前質問の受付期限	令和8年9月30日（水）17時
事前質問の回答予定	令和8年10月15日（木）
サウンディング参加申込期限	令和8年10月21日（水）17時
サウンディング実施日時等の通知	令和8年10月23日（金）
調査票の提出期限	令和8年10月28日（水）17時
サウンディングの実施	令和8年11月4日（水）又は11月5日（木）
サウンディングの実施結果の公表	令和8年11月中旬

※上記スケジュールは現時点の予定であり、日程が変更となる場合があります。

※現地説明会に参加しない場合であっても、サウンディングには参加できます。

5 現地説明会

現地説明会への参加を希望する場合は、様式1「現地説明会参加申込書」に必要事項を明記の上、令和8年9月10日（木）17時までに電子メールにてお申し込みください。

6 事前質問の受付と回答

本調査に関して質問がある場合は、質問事項を様式2「事前質問票」に記載の上、令和8年9月30日（水）17時までに電子メールにて提出してください。質問に対する回答は、令和8年10月15日（木）までに質問頂いた事業者様に電子メールにて回答するとともに、本実施要領を掲載している岩手県公式サイトで公表します（事業者名などは公表しません）。なお、質問内容によっては、回答できない場合もありますので予めご了承ください。

7 サウンディング

(1) 申込方法

サウンディングへの参加を希望する場合は、様式3「サウンディング参加申込書」に必要事項を明記の上、令和8年10月21日（水）17時までに電子メールにてお申し込みください。現地説明会へ参加されていない場合でもサウンディングへの参加は可能です。

(2) サウンディング実施日時等の通知

サウンディングへの参加申込をいただいた個人事業主及び法人（グループの場

合は代表事業者)の担当者あてに、令和8年10月23日(金)までに実施日時等を電子メールにてご連絡します。応募多数の場合、希望日程外での参加をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 調査票の事前提出

サウンディング事項についての意見・考え等を記載した様式4「調査票」を令和8年10月28日(水)17時までに電子メールにて提出してください。

なお、調査票以外の資料がある場合は、サウンディング当日に5部持参ください。(オンラインの場合は、前日までに電子データで提出してください。)

(4) サウンディングの実施

ア 実施期間

令和8年11月4日(水)又は11月5日(木)

イ 所要時間

30分～45分程度

ウ 場所

盛岡市内(別途通知)又はオンライン

(5) サウンディングの結果概要の公表

- ・ サウンディングの実施結果の概要について、令和8年11月中旬の公表を予定しています。
- ・ なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

8 留意事項

- (1) 本調査は、今後の利活用の検討における参考とさせていただくものであり、事業内容や事業を決定するものではありません。
- (2) サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- (3) サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護の観点から、個別に行います。
- (4) サウンディングへの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (5) 提出頂いた書類は返却しません。なお、サウンディング等により知り得た情報は、本調査の目的以外には用いません。
- (6) 本調査終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会含む。)やアンケート等を実施させていただくことがありますので御協力をお願いいたします。

9 問い合わせ先及び申込(提出)先

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国内観光担当

担当者：深澤、千葉

電 話：019-629-5574

メール：AE0006@pref.iwate.jp